

世田谷区公告第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和8年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画公園事業第30号羽根木公園
- 2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 3 施行者の名称
世田谷区
- 4 事務所の所在地
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 5 事業地の所在
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし